

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 東日本電信電話株式会社

2023年4月 1日から
2024年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条第1号及び第2号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用				営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち第一種公衆電話機 台数削減以外の費用		うち設備利用部門費用		
			うち第一種公衆電話機 台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機 台数削減費用			
加入電話							
基本料	127,535,307,076	150,239,005,897	107,748,644,692	107,748,644,692	42,490,361,205	△ 22,703,698,821	
緊急通報	-	111,109,298	108,826,073	108,826,073	2,283,225	△ 111,109,298	
小計	127,535,307,076	150,350,115,195	107,857,470,765	107,857,470,765	42,492,644,430	△ 22,814,808,119	
第一種公衆電話							
市内通信	230,471,544	2,240,803,172	2,189,960,891	1,777,393,767	412,567,124	50,842,281	△ 2,010,331,628
離島特例通信	115,230	1,412,302	1,374,359	1,123,140	251,219	37,943	△ 1,297,072
緊急通報	-	4,255,654	4,240,493	3,557,167	683,326	15,161	△ 4,255,654
小計	230,586,774	2,246,471,128	2,195,575,743	1,782,074,074	413,501,669	50,895,385	△ 2,015,884,354
合計	127,765,893,850	152,596,586,323	110,053,046,508	109,639,544,839	413,501,669	42,543,539,815	△ 24,830,692,473

注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。

注2 第一種公衆電話の市内通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。第一種公衆電話の離島特例通信は、電気通信事業法施行規則の附則（令和五年八月二八日総務省令第六五号）第3号に基づき記載しております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	3,405,013,556	-	3,405,013,556	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	262,481,953	-	262,481,953	
3 負担金	191,308,485	197,999,590	△ 6,691,105	
計	3,858,803,994	197,999,590	3,660,804,404	

第一号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注) 1. 第一号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第一号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に基づき、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。